自治体名	北海道京極町	区分	単独・社協委託
キーワード	市民後見人育成　連携ネットワーク構築		

町村が取り組む緩やかな広域連携

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	3,004人
面　　積	231.49㎢
高齢化率	35.2%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	1人
障害者相談支援事業所	0か所
療育手帳所持者数	44人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	16人

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
7人	7人	0人	0人	0人

（2018年12月末時点）

②町長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		0件	1件	0件	0件
内訳	高齢者	0件	1件	0件	0件
	障害者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
10人	2人	0人	0人

（2019年３月末時点）

3．事例のポイント

▶期間限定の協定による協力体制

2014年から、３年間の期間限定の協定により、羊蹄山麓８町村における広域での権利擁護の協力体制を構築。権利擁護に関する対応ノウハウを共有し蓄積。

▶各町村による中核機関整備

2014年からの権利擁護に関する支援経験を活かし、各町村が中核機関（後見実施機関）を整備。直接住民に関わる普及啓発、法人後見受任体制整備等（１階部分）を各町村の中核機関（直営や社協委託）が実施。

▶新協定締結による緩やか広域連携

2019年より８町村で新協定を締結。市民後見人養成やフォローアップ、困難ケース対応等（２階部分）は緩やかな連携により京極町社協が中心となって実施。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2012年	羊蹄山麓の担当課長会議で各町村で成年後見を進めていくという話が始まった H25年までに検討会を４回開催（町村間で協議） Point 1
2013～2014年	各町村から受講者を集って市民後見人養成研修を実施。
2014～2017年	後見実施機関機能に関して、羊蹄山麓８町村で３年間の期限付き町村間協定を締結。 広域実施によりノウハウの蓄積、ネットワークを構築。 Point 2
2017年	各町村で後見実施機関の立上げを実施。また、各町村で法人後見の受任体制を構築。
2019年	各町村の実情に合わせ中核機関（後見実施機関）が成年後見制度利用促進基本計画に基づく機能・役割を果たし、市民後見人の養成、フォローアップ、困難ケース対応等については京極町が事務局となる新協定を締結。 Point 3

POINT

Point 1

2012年、北海道の後志総合振興局から、道として後見制度の体制整備を支援したいという話が各市町村にありました。羊蹄山麓がまとまった単位だったので、山麓の８町村の広域で整備しようという話になりました。

Point 2

2014年10月から2018年の３月までと期限を区切って協定を締結し、各町村で権利擁護に関する体制整備を行いました。この３年間の予算は京極町が負担し、相談支援と申立支援の事例対応のノウハウを８町村で共有していきました。

Point 3

2018年までの協定の内容は相談支援と申立支援、法人後見の受任だったため、実際に８町村で相談があった場合は、京極町から出向いて他町村から相談を受けていました。具体的には各町村で①権利擁護が必要なケースの支援会議を開催、②行政、社協で申立の役割分担、③チームで町村長申立を実施という流れでした。３年後、2019年に各町村に中核機関（後見実施機関）が立ち上がった後は、これまでの経験の蓄積が各町村にあるため、京極町社協の役割が大幅に変わりました。（２階建てによる権利擁護支援の２階部分）

■広域実施に関するコンセプト・申し合わせ事項（旧協定立上げ時の体制構築の考え方）

- 各町村ごとのネットワークを生かし権利擁護支援を必要とする住民に支援を届けられること
- 京極町社協が各町村の支援会議（権利擁護に関するケースカンファレンス）に参加しながら支援のノウハウを蓄積し、各町村に伝える。
- 各町村の権利擁護に関する事例に協働して取り組み、事例や解決方法を共有することを積み重ねる。

→

３年後に各町村ごとに権利擁護に関する体制整備を行う

- 各町村で地域の困りごとを受け止められる、各町村のネットワークを生かして支援チームを形成できること。
- 各町村単位では解決が困難な課題、各町村が力を合わせて取り組んだ方がよいことは一緒に取り組んでいく。

Ⅲ．京極町における体制の特徴について

１．成年後見制度を推進するための中核機関の体制

2014年より、京極町が中心となって、３年間の期間限定で、羊蹄山麓８町村における広域での「羊蹄山麓権利擁護　中核機関・地域連携ネットワーク」を構築した結果、３年間で全町村が中核機関（後見実施機関）を整備に至りました。2018年からは新協定により、直接住民に関わる普及啓発、受任体制等の１階部分は各市町村で実施し、市民後見人養成やフォローアップ、困難ケース対応等２階部分は広域連携的な形で京極町が実施するという、２階建てによる権利擁護支援を開始しました。

■チームによる役割分担のファシリテーション

当初から申し立ての実績等があったわけではなく、一から各町村と共同で体制をつくりあげていきました。その際、「行政の方の得意分野は申立の書類の文書作成」、また「ヘルパーの方は日頃から被後見人と接しているので、成年後見の申立の意向を聞きに行くことが得意」といった、関わっている人がそれぞれの持ち味を活かした役割分担ができるよう、京極町社協が事務局としてファシリテーションを行いました。それによって、担当者が一人で抱えることなく、関わる人がそれぞれの専門性を生かし、チームを組んで動けるようになりました。

なお、支援の困難性が高い人に対しては、申し立ての段階から専門職を含めたチームを形成しています。成年後見人が受任したとしても孤立しないようにケース会議で調整し、いつでも集まれる体制を作り、成年後見の受任後も、数か月ごとの会議において、状況をチームで共有しています。

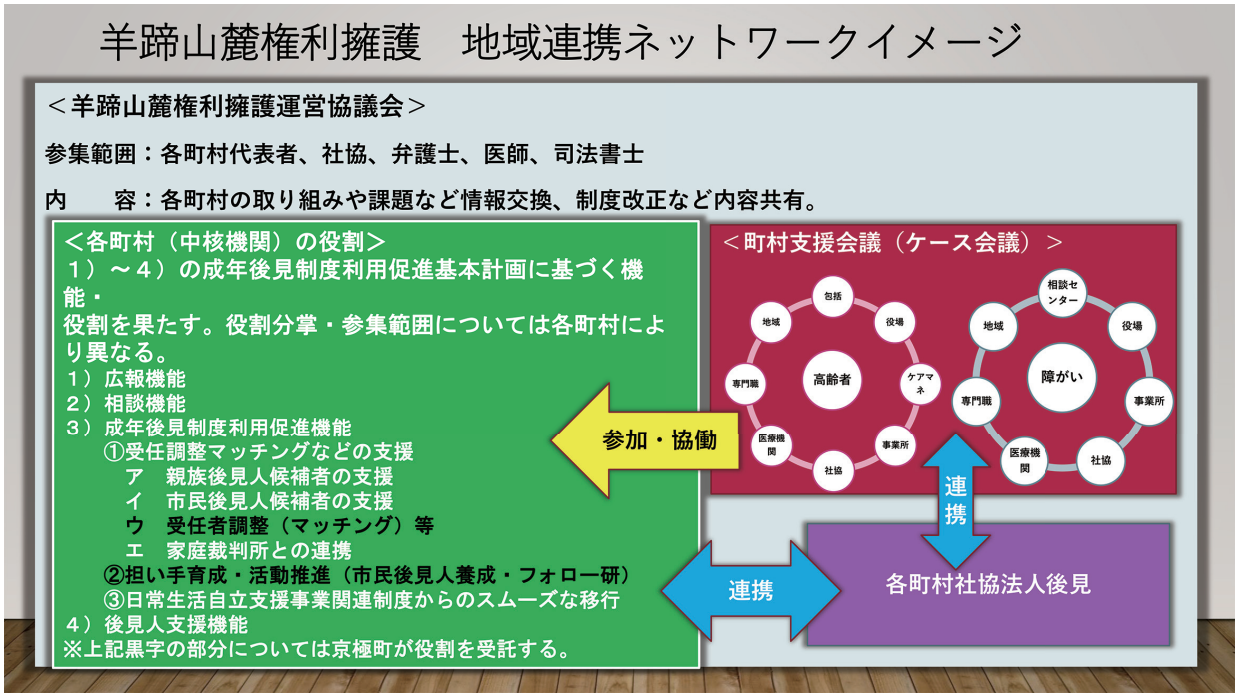

2．体制が構築できたことによる効果について

■制度の浸透とスタッフのスキルアップ

2014年の協定を結ぶ以前は、各町村から同じように相談があるわけではありませんでしたが、前ページのような、申立てについての京極町社協によるファシリテーションによって体制整備が進むことにより、各町村の関係機関からケースの相談があり、京極町や社協に相談が入るようになってきました。いまでは、羊蹄山麓で権利擁護関連の相談を受けていない町村は０件となりました。また、ケースを重ねるに従ってケース会議の質が向上し、アセスメントシートも、権利擁護に必要な情報が記載される、ケアマネジャーからの報告にも権利擁護の概念がはいってくるようになるなど、スタッフのスキルもあがってきました。

■関係機関との連携

市民後見人養成プログラム作成の際には、裁判所に個別に相談しました。同時に裁判所をはじめ羊蹄医師会、弁護士会、司法書士会へも運営協議会へ出席依頼を行っています。

住民の困り事／事例から多様な機関とのつながりを構築し、羊蹄山麓のネットワークの土台ができあがりました。

■市民後見人による支援について

京極町では、養成研修修了者は法人後見支援員の準備はしていますが、なるべく単独受任を目指しています。一方、倶知安町においては、市民後見はまだ実績がなく、法人後見の担い手としての活動のほうが、スタートとしては取り組みやすいと考えています。各町村で体力も専門性も違うので、市民後見人による支援を一本化することは現実的ではありません。養成は一緒でも、戻ってからの働き方は必ずしも共通がよいと考えてはいません。

法人後見からの移行を検討する際に、市民後見人と専門職後見人の複数受任という形態が本人のメリットになると考えられる事案があります。市民後見人は本人と接する機会が多く、本人の意向を丁寧にくみ取っています。専門職が紛争性の解決などの専門的対応に専念することが可能ともなるため、複数受任を検討している事案があります。

協議会に参加している機関、福祉や医療機関など支援チームにおいても、市民後見人がきめ細やかに関わることによって、いわゆる独りぼっちにならないチーム支援のメリットがあることを認識してくれています。

■参考URL　連絡先

北海道京極町　健康推進課
0136-42-2111
URL：http://www.town-kyogoku.jp/
kenko@town-kyogoku.jp

担当者より

ケアマネを20年やって、始まった当初と比べると身寄りのない方や金銭管理の問題が増えています。その中で法人後見や市民後見のいわゆる一緒になって働いてくれる仲間が増えてくれるということは、すごくありがたく、心強いです。また人が多く関わってくれることが、利用者の利益や、幸せな人生につながっていくと思っています。

色々な人がつながっていくと、いろいろなところに良さが波及して繋がっていくということを感じています。例えば医療の人が困っているときに、福祉の人が自分たちの役割や価値を発揮したり、権利擁護や介護や、違う場面で持ち味を活かすことがしやすくなりました。

また、住民からも相談できる人、最後まで見てくれる人として見られるようになりました。それにより受ける相談の幅や関係機関との関わりがさらに強化され、地域で頼られる社協になれたと感じています。